

## 市民後見推進事業の概要

市区町名	秩父市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <hr/> <p>委託先名： 秩父市社会福祉協議会</p> <hr/> <p>委託内容： 研修会の開催</p>
事業内容	<p>(研修の名称) 「秩父市市民後見人養成研修」</p> <p>(研修対象者) ・ 次の条件を満たす 20 歳以上の方                      (1) 全カリキュラムを受講できる方                      (2) 市内在住・在勤又は福祉活動を行っている方                      (3) 市民後見人等としての活動に意欲のある方                      (4) 研修修了後、市の市民後見人名簿に登録して活動できる方                      (5) 民法 847 条の後見人の欠格事由に該当しない方</p> <p>(研修カリキュラム) ・ 厚生労働省の研修カリキュラムを参考に作成 (10 日間実施)</p> <p>(講師) 司法書士、社会福祉士、弁護士、医師、税理士、市民後見人、 家庭裁判所職員、社会福祉協議会職員、市職員等</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>平成 26 年 4 月 研修カリキュラム作成                      平成 26 年 9 月 受講者募集                      平成 26 年 11 月                      ～ 養成研修 (受講者 24 名)                      平成 27 年 2 月</p>
備考	

# 市民後見人

受講者募集

## 養成研修

(秩父市受託事業)

成年後見制度の必要性が高まっている中、専門職だけでなく市民が行う成年後見人等(市民後見人)の養成が急務とされています。

秩父市でも市民後見人を養成し、地域における権利擁護の推進を図ることを目的に研修を開催します。

(成年後見人等の説明は裏面に記載してあります)



### 開催期間

平成26年11月15日(土)～

平成27年2月21日(土)の内10日間(原則土曜日開催)

### 研修会場

秩父市福祉女性会館(秩父市野坂町1-13-14)

### 申込方法

秩父市高齢者介護課又は秩父市社会福祉協議会各事務所にて募集要項及び申込書を配布。募集要項を確認いただき申込ください。

### その他

本研修を修了したことで、成年後見人等の受任ができることを約束するものではありません。また、成年後見人等を受任したとしても報酬は低額であることが予想され、ボランティア的な要素が強いものとなります。

### 問合せ

秩父市社会福祉協議会地域福祉推進課(電話:22-1514)

秩父市野坂町1-13-14(秩父市福祉女性会館内)

## 成年後見人等の役割・活動内容等について

### 成年後見制度とは?

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方に対して、権利を守る援護者を家庭裁判所が選び、その方を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は、判断能力が不十分になる前に権利を守る援護者を決めておく「任意後見制度」と判断能力が不十分になってから援護者を決める「法定後見制度」があります。

また、「法定後見制度」には、本人の判断能力に応じて「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」という援護者が家庭裁判所より選任されます。

### 成年後見人(保佐人・補助人)とは? ※以後「成年後見人等」と表記します

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方に対して、権利を守る援護者のことをいいます。

### 成年後見人等には、どのような方が選ばれるのですか?

家庭裁判所が、最も適任だと思われる方を選任します。本人が必要とする支援の内容などによっては、申立ての際に挙げられた候補者以外の方(弁護士、司法書士、社会福祉士など)を選任することもあります。また、本人に対して訴訟をしたことがある、破産者である、以前に成年後見人等を辞めさせられたことがあるなど、一定の事由がある方は、成年後見人等となることができません。

### 成年後見人等の役割は何ですか?

成年後見人等の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。また、成年後見人等の役割は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の役割ではありません。そして、成年後見人等はその役割について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の指示を受けることとなります。

### 成年後見人等は本人の財産を適切に維持管理しなければなりません!

成年後見人等は、与えられた権限の範囲内によりますが、本人の財産を適切に維持し管理する義務を負っています。

そのため、たとえ本人と成年後見人等が親族関係にある場合でも、あくまで「他人の財産を預かって管理している」という意識を持って、成年後見人等の活動に取り組むことが大切です。

成年後見人等が本人の財産を投機的に運用することや、自らのために使用すること、親族などに贈与・貸付をすることなどは、原則として認められません。

成年後見人等が、家庭裁判所の許可なしに、本人の財産から報酬を受けることは認められていません。

成年後見人等が本人の財産を不適切に管理した場合、成年後見人を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

### 成年後見人等の任期はいつまでですか?

本人が病気などから回復し判断能力を取り戻したり、亡くなるまで、成年後見人等として責任を負うこととなります。

成年後見人等を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要となり、それも正当な事由がある場合に限られます。